令和７年

第２回市議会定例会議案

令和７年６月

東久留米市

令和７年第２回市議会定例会提出議案

議案番号	件　　名	付　託委員会
２８	専決処分（東久留米市税条例の一部を改正する条例）の承認について	
２９	専決処分（東久留米市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認について	
３０	物品の買入れについて	
３１	令和７年度東久留米市一般会計補正予算（第２号）	
３２	東久留米市税条例の一部を改正する条例	
３３	東久留米市特定教育･保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例	
３４	東久留米市都市公園条例の一部を改正する条例	
３５	市道路線の廃止について	
３６	市道路線の認定について	
３７	令和７年度東久留米市一般会計補正予算（第３号）	
３８	令和７年度東久留米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	

議案第２８号

専決処分（東久留米市税条例の一部を改正する条例）の承認について

上記の議案を提出する。

令和７年６月５日提出

東久留米市長　富　田　竜　馬

（提案理由）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第３項の規定により提出するものである。

専決第４号

専決処分書

東久留米市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分する。

東久留米市税条例の一部を改正する条例（別紙）

理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第７号）が令和７年３月３１日に公布され、同年４月１日をもって施行される。このため、東久留米市税条例の一部を改正する条例について、同日をもって施行する必要があるため。

令和７年３月３１日

東久留米市長　富　田　竜　馬

東久留米市税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和７年３月３１日

東久留米市長

東久留米市条例第１５号

東久留米市税条例の一部を改正する条例

東久留米市税条例（平成９年東久留米市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第８２条第１号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ　２輪のもので、総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が４．０キロワット以下のもの　年額　２，０００円

第８９条第２項第５号中「定格出力」の次に「（第８２条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

付則第１０条の２第１１項中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３７項」に改める。

付則第１０条の３中第１４項を第１５項とし、第１３項を第１４項とし、第１２項の次に次の１項を加える。

１３　市長は、法附則第１５条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号）第５条の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法附則第１５条の９の３第２項に規定する期間内に施行規則附則第７条第１７項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第１５条の９の３第１項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項の規定を適用することができる。

付　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の東久留米市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和７年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和６年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第３条　新条例第８２条（第１号に係る部分に限る。）の規定は、令和７年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和６年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

東久留米市税条例新旧対照表

改正案	現　行
第１条から第８１条の８まで　（現行のとおり）	第１条から第８１条の８まで　（略）
（種別割の税率）	（種別割の税率）
第８２条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、１台について、それぞれ当該各号に定める額とする。	第８２条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、１台について、それぞれ当該各号に定める額とする。
（１）　原動機付自転車	（１）　原動機付自転車
ア　総排気量が０．０５リットル以下のもの又は定格出力が０．６キロワット以下のもの（ウ及びオに掲げるものを除く。）　年額　２，０００円	ア　総排気量が０．０５リットル以下のもの又は定格出力が０．６キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。）　年額　２，０００円
イ　２輪のもので、総排気量が０．０５リットルを超え、０．０９リットル以下のもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が０．６キロワットを超え、０．８キロワット以下のもの　年額　２，０００円	イ　２輪のもので、総排気量が０．０５リットルを超え、０．０９リットル以下のもの又は定格出力が０．６キロワットを超え、０．８キロワット以下のもの　年額　２，０００円
ウ　２輪のもので、総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が４．０キロワット以下のもの　年額　２，０００円	
エ　２輪のもので、総排気量が０．０９リットルを超えるもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が０．８キロワットを超えるもの　年額　２，４００円	ウ　２輪のもので、総排気量が０．０９リットルを超えるもの又は定格出力が０．８キロワットを超えるもの　年額　２，４００円
オ　３輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（２以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの）が０．５メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が０．５メートル以下の３輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）第１条第１項第１３号の６に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が０．０２リットルを超えるもの又は定格出力が０．２５キロワットを超えるもの　年額　３，７００円	エ　３輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（２以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの）が０．５メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が０．５メートル以下の３輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）第１条第１項第１３号の６に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が０．０２リットルを超えるもの又は定格出力が０．２５キロワットを超えるもの　年額　３，７００円
（２）及び（３）　（現行のとおり）	（２）及び（３）　（略）
第８３条から第８８条まで　（現行のとおり）	第８３条から第８８条まで　（略）
（種別割の減免）	（種別割の減免）
第８９条　（現行のとおり）	第８９条　（略）
２　前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前７日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。	２　前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前７日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。
（１）から（４）まで　（現行のとおり）	（１）から（４）まで　（略）
（５）　原動機の総排気量又は定格出力（第８２条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）	（５）　原動機の総排気量又は定格出力
（６）から（８）まで　（現行のとおり）	（６）から（８）まで　（略）

３　（現行のとおり）	３　（略）
第９０条から第１４９条まで　（現行のとおり）	第９０条から第１４９条まで　（略）
付　則	付　則
第１条から第１０条まで　（現行のとおり）	第１条から第１０条まで　（略）
（法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合）	（法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合）
第１０条の２　（現行のとおり）	第１０条の２　（略）
２から１０まで　（現行のとおり）	２から１０まで　（略）
１１　法附則第１５条第３７項に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。	１１　法附則第１５条第３８項に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。
１２及び１３　（現行のとおり）	１２及び１３　（略）
（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）	（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）
第１０条の３　（現行のとおり）	第１０条の３　（略）
２から１２まで　（現行のとおり）	２から１２まで　（略）
１３　市長は、法附則第１５条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号）第５条の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法附則第１５条の９の３第２項に規定する期間内に施行規則附則第７条第１７項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第１５条の９の３第１項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項の規定を適用することができる。	
１４　法附則第１５条の１０第１項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１８項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）第７条又は附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第１２条第１９項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	１３　法附則第１５条の１０第１項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１８項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）第７条又は附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第１２条第１９項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
（１）から（６）まで　（現行のとおり）	（１）から（６）まで　（略）
１５　法附則第１５条の１１第１項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成１８年国土交通省令第１１０号）第１０条第２項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成２４年法律第４９号）第２条第２項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証す	１４　法附則第１５条の１１第１項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成１８年国土交通省令第１１０号）第１０条第２項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成２４年法律第４９号）第２条第２項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証す

る書類を添付して市長に提出しなければならない。 （１）から（６）まで　（現行のとおり） 第１１条から第２４条まで　（現行のとおり）	る書類を添付して市長に提出しなければならない。 （１）から（６）まで　（略） 第１１条から第２４条まで　（略）

議案第２９号

専決処分（東久留米市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認について

上記の議案を提出する。

令和７年６月５日提出

東久留米市長　富　田　竜　馬

（提案理由）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第３項の規定により提出するものである。

専決第５号

専決処分書

東久留米市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分する。

東久留米市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙）

理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第７号）が令和７年３月３１日に公布され、同年４月１日をもって施行される。このため、東久留米市都市計画税条例の一部を改正する条例について、同日をもって施行する必要があるため。

令和７年３月３１日

東久留米市長　富　田　竜　馬

東久留米市都市計画税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和７年３月３１日

東久留米市長

東久留米市条例第１６号

東久留米市都市計画税条例の一部を改正する条例

東久留米市都市計画税条例（平成９年東久留米市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

付則第３項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３７項」に改める。

付則第１７項中「第３４項まで、第３７項、第３８項、第４２項若しくは第４５項」を「第３３項まで、第３６項、第３７項、第４１項若しくは第４４項」に改める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の東久留米市都市計画税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和６年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

東久留米市都市計画税条例新旧対照表

改正案	現　行
第１条から第７条まで　（現行のとおり）	第１条から第７条まで　（略）
付　則	付　則
１及び２　（現行のとおり）	１及び２　（略）
（法附則第１５条第３７項の条例で定める割合）	（法附則第１５条第３８項の条例で定める割合）
３　法附則第１５条第３７項に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。	３　法附則第１５条第３８項に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。
４から１６まで　（現行のとおり）	４から１６まで　（略）
１７　法附則第１５条第１項、第９項、第１３項から第１７項まで、第１９項、第２０項、第２４項、第２７項、第３１項から第３３項まで、第３６項、第３７項、第４１項若しくは第４４項、第１５条の２第２項、第１５条の３又は第６３条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第２条第２項中「又は第３３項」とあるのは「若しくは第３３項又は法附則第１５条から第１５条の３まで若しくは第６３条」とする。	１７　法附則第１５条第１項、第９項、第１３項から第１７項まで、第１９項、第２０項、第２４項、第２７項、第３１項から第３４項まで、第３７項、第３８項、第４２項若しくは第４５項、第１５条の２第２項、第１５条の３又は第６３条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第２条第２項中「又は第３３項」とあるのは「若しくは第３３項又は法附則第１５条から第１５条の３まで若しくは第６３条」とする。
１８及び１９　（現行のとおり）	１８及び１９　（略）

議案第３０号

物品の買入れについて

議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和３９年条例第１号）第３条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和７年６月５日提出

東久留米市長　富　田　竜　馬

１　契約の目的　　東久留米市消防団第七分団消防ポンプ自動車（ＣＤ―Ⅰ型）の購入

２　入札の方法　　指名競争入札

３　契約金額　　３２，３５３，４４０円

４　契約の相手方　東京都千代田区神田小川町三丁目２４番１号カスタリアお茶の水
株式会社清水商会 東京支店

５　納入期限　　令和９年２月２６日

（提案理由）
東久留米市消防団第七分団で使用している消防ポンプ自動車を更新する必要がある。

議案第３１号

令和７年度東久留米市一般会計補正予算

令和７年度東久留米市一般会計補正予算（第２号）

令和７年度東久留米市の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５１５，１５３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５２，７６５，９７０千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年６月５日提出

東久留米市長　　富 田　竜 馬

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
14 国庫支出金		11,059,302	464,000	11,523,302
	2 国庫補助金	1,915,689	464,000	2,379,689
18 繰入金		2,208,351	51,153	2,259,504
	1 基金繰入金	2,208,350	51,153	2,259,503
歳　入　合　計		52,250,817	515,153	52,765,970

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		5,624,629	515,153	6,139,782
	1 総務管理費	4,251,039	515,153	4,766,192
歳　出　合　計		52,250,817	515,153	52,765,970

令和7年度東久留米市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総　括

（歳　入）

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
14 国庫支出金	11,059,302	464,000	11,523,302
18 繰入金	2,208,351	51,153	2,259,504
歳　入　合　計	52,250,817	515,153	52,765,970

（歳　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	5,624,629	515,153	6,139,782
歳　出　合　計	52,250,817	515,153	52,765,970

補正額の財源内訳				
特定財源				一般財源
国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
千円 464,000	千円 0	千円 0	千円 0	千円 51,153
464,000	0	0	0	51,153

２ 歳　入

１４款 国庫支出金

２項 国庫補助金

目	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
1 総務費補助金	1,061,337	464,000	1,525,337
計	1,915,689	464,000	2,379,689

１８款 繰入金

１項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	1,690,167	51,153	1,741,320
計	2,208,350	51,153	2,259,503

節		説　　明
区　　分	金　　額	
	千円	千円
2 総務管理費補助金	464,000	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金　464,000

1 財政調整基金繰入金	51,153	財政調整基金繰入金　51,153

３ 歳　出

２款　総務費　　１項　総務管理費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	1,016,073	515,153	1,531,226	464,000				51,153
				464,000				51,153
計	4,251,039	515,153	4,766,192	464,000	0	0	0	51,153

（単位： 千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
10 需　用　費	139	10 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業　515,153 （総務課） 需用費　139 消耗品費　136 コピー費　3 役務費　2,212 通信運搬費　2,212 委託料　38,888 通知書作成等委託　6,611 定額減税補足給付金（不足額給付）給付事務委託　32,277 使用料及び賃借料　9,914 システム使用料　8,726 機械器具借り上げ料　1,188 負担金、補助及び交付金　464,000 定額減税補足給付金（不足額給付）　464,000
11 役　務　費	2,212	
12 委　託　料	38,888	
13 使用料及び賃借料	9,914	
18 負担金、補助及び交付金	464,000	

議案第３２号

東久留米市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和７年６月５日提出

東久留米市長　富　田　竜　馬

東久留米市税条例の一部を改正する条例

東久留米市税条例（平成９年東久留米市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第３４条の２中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第３６条の２第１項ただし書中「若しくは法第３１４条の２第４項」を「、法第３１４条の２第４項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３６条の３の２第１項第３号及び第３６条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第３６条の３の２第１項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第３６条の３の３第１項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

付則第１６条の２の次に次の１条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第１６条の２の２　令和８年４月１日以後に第９２条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第９２条第１号オに掲げる加熱式たばこをいい、第９３条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第９４条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第９２条第１号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

（１）　葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第８条の４の２に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）　当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第８条の４の３に規定する

ものに係る部分の重量を除く。以下この項から第３項までにおいて同じ。）の０．３５グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が０．３５グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの１本をもって紙巻たばこの１本に換算する方法

（２）　前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の０．２グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻たばこの２０本に換算する方法

２　前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

３　前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

４　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９３条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

（１）　第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

（２）　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９３条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

付　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和８年１月１日から施行する。ただし、付則第１６条の２の次に１条を加える改正規定及び付則第３条の規定は、令和８年４月１日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の東久留米市税条例（以下「新条例」という。）第３４条の２及び第３６条の２第１項ただし書の規定は、令和８年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和７年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２　令和８年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第３６条の２第１項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３６条の３の２第１項第３号及び第３６条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係

るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

３　新条例第３６条の３の２第１項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第３６条の２第１項ただし書に規定する給与について提出する新条例第３６条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の東久留米市税条例（以下「旧条例」という。）第３６条の２第１項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第３６条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書については、なお従前の例による。

４　新条例第３６条の３の３第１項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（同法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第３条　次項に定めるものを除き、付則第１条ただし書に規定する規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例付則第１６条の２の２第１項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

２　令和８年４月１日から同年９月３０日までの間に、東久留米市税条例第９２条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第９４条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項及び新条例付則第１６条の２の２の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（１）　東久留米市税条例第９４条第３項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例付則第１６条の２の２第１項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に０．５を乗じて計算した製造たばこの本数

（２）　新条例付則第１６条の２の２の規定により換算した紙巻たばこの本数に０．５を乗じて計算した製造たばこの本数

３　前項各号に掲げる製造たばこの本数に１本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

（提案理由）

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第７号）等の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

東久留米市税条例新旧対照表

改正案	現　行
第１条から第３４条まで　（現行のとおり）	第１条から第３４条まで　（略）
（所得控除）	（所得控除）
第３４条の２　所得割の納税義務者が法第３１４条の２第１項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第１項及び第３項から第１１項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が２，５００万円以下である所得割の納税義務者については、同条第２項、第６項及び第１１項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。	第３４条の２　所得割の納税義務者が法第３１４条の２第１項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第１項及び第３項から第１１項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が２，５００万円以下である所得割の納税義務者については、同条第２項、第６項及び第１１項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。
第３４条の３から第３６条まで　（現行のとおり）	第３４条の３から第３６条まで　（略）
（市民税の申告）	（市民税の申告）
第３６条の２　第２３条第１項第１号に掲げる者は、３月１５日までに、施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第３１７条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第４８条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の法第３１４条の２第１項第１０号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第３１４条の２第４項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３６条の３の２第１項第３号及び第３６条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第３１３条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第３４条の７の規定により控除すべき金額（以	第３６条の２　第２３条第１項第１号に掲げる者は、３月１５日までに、施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第３１７条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第４８条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の法第３１４条の２第１項第１０号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第３１４条の２第４項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第３１３条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第３４条の７の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第２４条第２項に規定する者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄の（２）に

下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第２４条第２項に規定する者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄の（２）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。	掲げる者を除く。）については、この限りでない。
２から９まで　（現行のとおり）	２から９まで　（略）
第３６条の３　（現行のとおり）	第３６条の３　（略）
（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）	（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）
第３６条の３の２　所得税法第１９４条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。	第３６条の３の２　所得税法第１９４条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
（１）及び（２）　（現行のとおり）	（１）及び（２）　（略）
（３）　扶養親族又は特定親族の氏名	（３）　扶養親族の氏名
（４）　（現行のとおり）	（４）　（略）
２から６まで　（現行のとおり）	２から６まで　（略）
（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）	（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）
第３６条の３の３　所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第５３条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第２０３条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、	第３６条の３の３　所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第５３条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第２０３条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出

施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。	しなければならない。
（１）及び（２）　（現行のとおり）	（１）及び（２）　（略）
（３）　扶養親族又は特定親族の氏名	（３）　扶養親族の氏名
（４）　（現行のとおり）	（４）　（略）
２から５まで　（現行のとおり）	２から５まで　（略）
第３６条の４から第１４９条まで　（現行のとおり）	第３６条の４から第１４９条まで　（略）
付　則	付　則
第１条から第１６条の２まで　（現行のとおり）	第１条から第１６条の２まで　（略）
（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）	
第１６条の２の２　令和８年４月１日以後に第９２条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第９２条第１号オに掲げる加熱式たばこをいい、第９３条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第９４条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第９２条第１号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。	
（１）　葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第８条の４の２に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）　当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第８条の４の３に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第３項までにおいて同じ。）の０．３５グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が０．３５グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの１本をもって紙巻たばこの１本に換算する方法	
（２）　前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の０．２グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻たばこの２０本に換算する方法	
２　前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同	

項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 ３　前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。 ４　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９３条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。 （１）　第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの （２）　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９３条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの	
第１６条の３から第２４条まで　（現行のとおり）	第１６条の３から第２４条まで　（略）

議案第３３号

東久留米市特定教育･保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和７年６月５日提出

東久留米市長　富　田　竜　馬

東久留米市特定教育･保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

東久留米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成２７年東久留米市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「教育・保育給付認定子どもの属する世帯が」を削り、「多子世帯である場合の」を「者に係る」に改める。

付　則

この条例は、令和７年９月１日から施行する。

（提案理由）

保育所等利用世帯の０歳児から２歳児に係る第一子の利用者負担額等を無償化するため、規定を整備する必要がある。

東久留米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例新旧対照表

改正案	現　行
第１条及び第２条　（現行のとおり） （利用者負担額等の決定） 第３条　（現行のとおり） ２　前項の規定にかかわらず、東久留米市規則（以下「規則」という。）で定める者に係る利用者負担額等は、規則で定めるところによる。 ３及び４　（現行のとおり） 第４条から第６条まで　（現行のとおり）	第１条及び第２条　（略） （利用者負担額等の決定） 第３条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、教育・保育給付認定子どもの属する世帯が東久留米市規則（以下「規則」という。）で定める多子世帯である場合の利用者負担額等は、規則で定めるところによる。 ３及び４　（略） 第４条から第６条まで　（略）

議案第３４号

東久留米市都市公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和７年６月５日提出

東久留米市長　富　田　竜　馬

東久留米市都市公園条例の一部を改正する条例

東久留米市都市公園条例（昭和５４年東久留米市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

前沢第６緑地	〃	前沢一丁目９６８番８

」を

「

前沢第６緑地	〃	前沢一丁目９６８番８
氷川台第１緑地	〃	氷川台二丁目４１９番７

」に改める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

新たに都市公園を設置するため、規定を整備する必要がある。

東久留米市都市公園条例新旧対照表

<table>
<tr><th>改正案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>第１条から第１８条まで　（現行のとおり）
別表第１（第２条）
公園の名称及び位置
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">前沢南公園の項から小山第１０緑地の項まで
（現行のとおり）</td></tr><tr><td>前沢第６緑地</td><td>〃前沢一丁目９６８番８</td></tr><tr><td>氷川台第１緑地</td><td>〃氷川台二丁目４１９番７</td></tr></table>別表第２から別表第４まで　（現行のとおり）</td><td>第１条から第１８条まで　（略）
別表第１（第２条）
公園の名称及び位置
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">前沢南公園の項から小山第１０緑地の項まで
（略）</td></tr><tr><td>前沢第６緑地</td><td>〃前沢一丁目９６８番８</td></tr></table>別表第２から別表第４まで　（略）</td></tr>
</table>

議案第３５号

市道路線の廃止について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第１項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第３項の規定により、議会の議決を求める。

整理番号	路　線　名	起　　点 終　　点	重要な経過地
1	市道１０６５号線	氷川台二丁目４２８番９先から 氷川台二丁目４２９番先まで	

上記の議案を提出する。

令和７年６月５日提出

東久留米市長　富　田　竜　馬

（提案理由）

終点位置が変更される道路について廃止する必要がある。

参考資料

廃止路線一覧表

整　理 番　号	路　線　名	起　　点 終　　点	延長（m）	幅員（m）	備　考
1	市道１０６５号線	氷川台二丁目４２８番９先から 氷川台二丁目４２９番先まで	86.61	1.82～2.91	

廃止路線　案内図

路線名	起点 終点	延長(m)	幅員(m)	備考
市道1065号線	氷川台二丁目428番9先から 氷川台二丁目429番先まで	86.61	1.82～2.91	

議案第３６号

市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第１項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第２項の規定により、議会の議決を求める。

整理番号	路　線　名	起　　点 終　　点	重要な経過地
1	市道１０６５号線	氷川台二丁目４２８番９先から 氷川台二丁目４１９番６２先まで	
2	市道１２７２号線	氷川台二丁目４１９番３４先から 氷川台二丁目４１９番４６先まで	

上記の議案を提出する。

令和７年６月５日提出

東久留米市長　富　田　竜　馬

（提案理由）

市に移管された道路について認定する必要がある。

参考資料

認定路線一覧表

整　理 番　号	路　線　名	起　　点 終　　点	延長（m）	幅員（m）	備　考
1	市道１０６５号線	氷川台二丁目４２８番９先から 氷川台二丁目４１９番６２先まで	193.64	6.00～7.09	
2	市道１２７２号線	氷川台二丁目４１９番３４先から 氷川台二丁目４１９番４６先まで	87.82	5.00	

認定路線　案内図

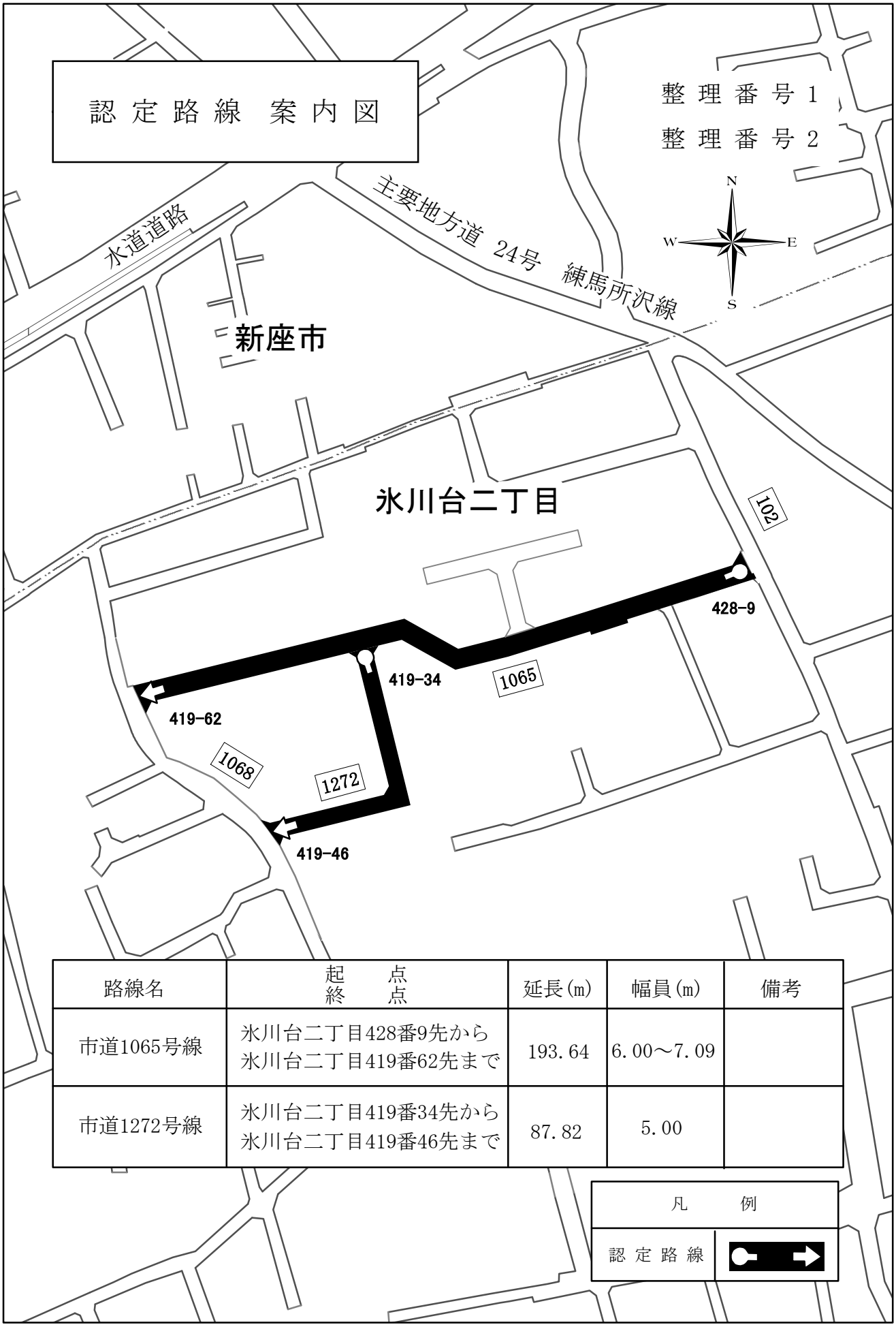

路線名	起　　点 終　　点	延長(m)	幅員(m)	備考
市道1065号線	氷川台二丁目428番9先から 氷川台二丁目419番62先まで	193.64	6.00～7.09	
市道1272号線	氷川台二丁目419番34先から 氷川台二丁目419番46先まで	87.82	5.00	

凡　　例	
認定路線	

議案第３７号

令和７年度東久留米市一般会計補正予算

令和７年度東久留米市一般会計補正予算（第３号）

令和７年度東久留米市の一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１８３，９１１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５２，９４９，８８１千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年６月５日提出

東久留米市長　　富 田　竜 馬

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
12 分担金及び負担金		292,303	△77,677	214,626
	1 負担金	292,303	△77,677	214,626
15 都支出金		8,597,475	260,142	8,857,617
	2 都補助金	5,021,492	260,142	5,281,634
18 繰入金		2,259,504	1,446	2,260,950
	1 基金繰入金	2,259,503	1,446	2,260,949
歳　入　合　計		52,765,970	183,911	52,949,881

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		6,139,782	40,635	6,180,417
	1 総務管理費	4,766,192	40,635	4,806,827
3 民生費		27,955,252	92,583	28,047,835
	1 社会福祉費	10,864,653	2,100	10,866,753
	2 児童福祉費	12,881,674	90,483	12,972,157
4 衛生費		3,481,000	50,693	3,531,693
	1 保健衛生費	1,418,256	50,693	1,468,949
歳　出　合　計		52,765,970	183,911	52,949,881

令和7年度東久留米市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総　括

（歳　入）

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
12 分担金及び負担金	292,303	△77,677	214,626
15 都支出金	8,597,475	260,142	8,857,617
18 繰入金	2,259,504	1,446	2,260,950
歳　入　合　計	52,765,970	183,911	52,949,881

（歳　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	6,139,782	40,635	6,180,417
3 民生費	27,955,252	92,583	28,047,835
4 衛生費	3,481,000	50,693	3,531,693
歳　出　合　計	52,765,970	183,911	52,949,881

補正額の財源内訳				
特定財源				一般財源
国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円
0	35,260	0	0	5,375
0	224,882	0	△77,677	△54,622
0	0	0	0	50,693
0	260,142	0	△77,677	1,446

２ 歳　入

１２款 分担金及び負担金

１項 負担金

目	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
1 民生費負担金	288,199	△77,677	210,522
計	292,303	△77,677	214,626

１５款 都支出金

２項 都補助金

1 総務費補助金	1,850,201	35,260	1,885,461
2 民生費補助金	2,356,676	224,882	2,581,558
計	5,021,492	260,142	5,281,634

１８款 繰入金

１項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	1,741,320	1,446	1,742,766
計	2,259,503	1,446	2,260,949

節		説　　明	
区　　分	金　　額		
	千円		千円
2 児童福祉費負担金	△77,677	保育運営費保護者負担金	△77,677

1 総務管理費補助金	35,260	防犯機器等購入緊急補助事業補助金	35,260
2 児童福祉費補助金	224,882	私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金	3,554
		子ども家庭支援区市町村包括補助事業補助金	156
		認可外保育施設利用者支援事業補助金	28,231
		保育所等利用世帯負担軽減事業費補助金	192,941

1 財政調整基金繰入金	1,446	財政調整基金繰入金	1,446

３ 歳　出

２款　総務費　　１項　総務管理費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
12 防犯対策費	5,634	36,613	42,247		35,260 35,260			1,353 1,353
17 諸費	1	4,022	4,023					4,022 4,022
計	4,766,192	40,635	4,806,827	0	35,260	0	0	5,375

３款　民生費　　１項　社会福祉費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
7 後期高齢者医療事業費	1,933,897	2,100	1,935,997					2,100 2,100
計	10,864,653	2,100	10,866,753	0	0	0	0	2,100

３款　民生費　　２項　児童福祉費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1 児童福祉総務費	6,458,576	90,483	6,549,059		92,962			△2,479

（単位： 千円）

節 区分	節 金額	説明
1 報酬	1,692	2 防犯対策推進事務（防災防犯課） 36,613 報酬 1,692 会計年度任用職員（アシスタント職）報酬 1,692 職員手当等 472 役務費 189 通信運搬費 189 負担金、補助及び交付金 34,260 住宅防犯設備設置費補助金 34,260
3 職員手当等	472	
11 役務費	189	
18 負担金、補助及び交付金	34,260	
22 償還金、利子及び割引料	4,022	1 過年度過誤納償還金 4,022 （企画調整課） 4,022 償還金、利子及び割引料 4,022 国庫支出金過年度返還金 4,022

（単位： 千円）

節 区分	節 金額	説明
27 繰出金	2,100	2 後期高齢者医療特別会計繰出金（財政課） 2,100 繰出金 2,100 特別会計繰出金 2,100

（単位： 千円）

節 区分	節 金額	説明
12 委託料	5,357	

３款　民生費　　２項　児童福祉費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
					5,357			0
					57,621			△14,428
					156			0
					1,597			0
					28,231			11,949
2 保育運営費	4,044,432	0	4,044,432		118,775 118,775		△67,345 △67,345	△51,430 △51,430
3 保育園費	1,126,628	0	1,126,628		13,145 13,145		△10,332 △10,332	△2,813 △2,813
計	12,881,674	90,483	12,972,157	0	224,882	0	△77,677	△56,722

４款　衛生費　　１項　保健衛生費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
2 予防費	511,521	50,693	562,214					50,693 50,693

（単位： 千円）

節 区分	節 金額	説明
18 負担金、補助及び交付金	41,933	2 一般管理事務費 5,357 （子育て支援課） 5,357 委託料 5,357 システム修正等委託 5,357 6 地域型保育事業運営支援事業（子育て支援課） 43,193 扶助費 43,193 小規模保育給付費 40,235 家庭的保育給付費 2,958 7 認証保育所等運営費補助事業（子育て支援課） 156 負担金、補助及び交付金 156 認可外保育施設におけるサービスの質維持向上支援事業補助金 156 9 幼稚園保護者助成事業（子育て支援課） 1,597 負担金、補助及び交付金 1,597 私立幼稚園等園児保護者補助金 1,597 10 認可外保育施設入所児童保護者助成事業（子育て支援課） 40,180 負担金、補助及び交付金 40,180 認可外保育施設保護者助成金 40,180
19 扶助費	43,193	
		1 私立保育園運営支援事業 財源更正
		2 公立保育園運営事業 財源更正

（単位： 千円）

節 区分	節 金額	説明
12 委託料	49,984	14 予防接種事業（健康課） 50,693 委託料 49,984 予防接種委託 49,984
18 負担金、補助及び交付金	709	

４款　衛生費　　１項　保健衛生費

目	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳				
				特　　定　　財　　源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地　方　債	そ　の　他	
計	1,418,256	50,693	1,468,949	0	0	0	0	50,693

（単位： 千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
		負担金、補助及び交付金　709 定期予防接種費用助成金　709

給　与　費

1　一　般　職

（1）　総　括

区　分	職　員　数	給　与		
		報　酬	給　料	職　員　手　当
補　正　後	人 539 （　13　）	千円 1,308,737	千円 2,202,175	千円 2,553,806
補　正　前	539 （　13　）	1,307,045	2,202,175	2,553,334
比　較	（　　）	1,692		472

	区　分	扶　養　手　当	地　域　手　当	時間外勤務手当
職員手当の内訳	補　正　後	千円 34,692	千円 237,530	千円 233,241
	補　正　前	34,692	237,530	233,241
	比　較			

	区　分	特殊勤務手当	通　勤　手　当	特　例　一　時　金
職員手当の内訳	補　正　後	千円 170	千円 41,558	千円
	補　正　前	170	41,558	
	比　較			

明　細　書

＊　職員数の（ ）内は、再任用短時間勤務職員（外書き）

費 計	共　済　費	合　計	備　　考
千円 6,064,718	千円 1,065,504	千円 7,130,222	会計年度任用職員1,030人（外書き）
6,062,554	1,065,504	7,128,058	会計年度任用職員1,029人（外書き）
2,164		2,164	

※　期末勤勉手当には、会計年度任用職員に対する期末勤勉手当を含む。

休日勤務手当	夜間勤務手当	期末勤勉手当	管理職手当
千円 15,163	千円 965	千円 1,534,655	千円 42,615
15,163	965	1,534,183	42,615
		472	

住居手当	児童手当	退職負担金	特別退職負担金
千円 11,340	千円 38,640	千円 351,357	千円 11,880
11,340	38,640	351,357	11,880

議案第３８号

令和7年度東久留米市後期高齢者医療特別会計補正予算

令和７年度東久留米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

令和７年度東久留米市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，１００千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３，９７８，７１６千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年６月５日提出

東久留米市長　　富 田　竜 馬

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
2 繰入金		1,933,897	2,100	1,935,997
	1 他会計繰入金	1,933,897	2,100	1,935,997
歳　入　合　計		3,976,616	2,100	3,978,716

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総務費		千円 72,116	千円 2,100	千円 74,216
	1 総務管理費	69,613	2,100	71,713
歳　出　合　計		3,976,616	2,100	3,978,716

令和7年度東久留米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総　括

（歳　入）

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
2 繰入金	1,933,897	2,100	1,935,997
歳　　入　　合　　計	3,976,616	2,100	3,978,716

（歳　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	72,116	2,100	74,216
歳　出　合　計	3,976,616	2,100	3,978,716

補正額の財源内訳				
特定財源				一般財源
国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
千円 0	千円 0	千円 0	千円 2,100	千円 0
0	0	0	2,100	0

２ 歳　入

２款 繰入金

１項 他会計繰入金

目	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
1 一般会計繰入金	1,933,897	2,100	1,935,997
計	1,933,897	2,100	1,935,997

節		説　　明
区　　分	金　　額	
	千円	千円
6 職員給与費等繰入金	2,100	職員給与費等繰入金　2,100

３ 歳　出

１款　総務費　　１項　総務管理費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
１一般管理費	69,613	2,100	71,713				2,100	0
							2,100	0
計	69,613	2,100	71,713	0	0	0	2,100	0

（単位： 千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
11 役　務　費	2,100	2 一般管理費　2,100 役務費　2,100 通信運搬費　2,100